

## 知的財産推進計画2006の策定に向けた意見募集の結果について

2006年4月5日  
知的財産戦略推進事務局

### 1. 実施期間

2006年3月8日(水)～3月29日(水)

### 2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、知的財産推進計画2006の策定に向けて、「知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項」について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集した。

### 3. 提出された意見

合計1,660件(うち団体57件)

- ・コンテンツ分野の意見(複数分野に渡るものを除く): 1,452件  
うち、CD等の再販問題に係る意見: 1,309件

### 4. 主な意見の概要

主な意見は、別紙のとおり。

(参考) 意見提出のあった主な団体等：

- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 日本弁理士会
- ・ 北海道庁
- ・ 電子情報技術産業協会
- ・ 日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会
- ・ 日本機械輸出組合
- ・ 日本種苗協会
- ・ 製薬工業協会、バイオインダストリー協会
- ・ 日本製薬団体連合会
- ・ 日本音楽著作権協会
- ・ 日本書籍出版協会、日本雑誌協会
- ・ 日本芸能実演家団体協議会
- ・ J A P A N デジタル流通推進協議会
- ・ 日本レコード商業組合
- ・ ネットラジオ準備会
- ・ 日本音楽作家団体協議会
- ・ ロージナ茶会
- ・ 日本アイビーエム
- ・ アップルコンピュータ
- ・ K D D I
- ・ 日本知的財産協会
- ・ 日本弁理士政治連盟
- ・ 情報通信ネットワーク産業協会
- ・ ビジネス機械・情報システム産業協会
- ・ 知的財産国家戦略フォーラム
- ・ 農林水産先端技術産業振興センター
- ・ A T F 全国質屋ブランド品協会
- ・ デジタルコンテンツ協会
- ・ 音楽出版社協会
- ・ 日本俳優連合
- ・ 著作権教育フォーラム
- ・ 日本作詞家協会
- ・ 日本音楽作家連合
- ・ 日本商品化権協会
- ・ 西村ときわ弁護士事務所
- ・ キリンビール
- ・ ビービーケーブル

## 主な意見の概要

### 0. 全般

- ・ 中長期的な視点に立って、制度の安定的な運用・活用を行い、その経験や結果を次の見直しにフィードバックしていくことがより重要。制度の運用・活用の評価に活動の重点を移していくことが期待される。
- ・ 推進計画2006策定に当たっては、これまで策定された諸施策について実施状況をしっかりとフォローし、見直すべきところは速やかに見直す(軌道修正する)ことが重要。
- ・ 官が取り組むべき施策、民が取り組むべき施策、官民協力して取り組むべき施策を区分し、専ら民が取り組まなければならない施策については、民の自主性に任せることが重要。
- ・ ライフサイエンス分野では、長期に亘る研究開発期間、巨額の投資、低い成功確率、一つの特許の持つ価値が大きい等が顕著な特徴となっており、他産業分野と同様に、一元的に対応することは不可能。産業分野別の知的財産政策の立案を推進する。
- ・ 知的財産推進計画を通じ、いくつもの権利強化が行われてきたが、この影響についてあまり報告が為されていない。権利を強化した場合や制限した場合について、3年ごとに状況の調査を行うことを義務づけることを提案する。この調査主体は官公庁、もしくは第三者機関とするべき。
- ・ 知財戦略は、始まったばかりであり、さらに長期的に推進して行く必要がある。知的財産本部機能の恒久化を今から視野に入れて検討すべき。

## 1. 創造

### 【基礎研究】

- ・ 知的財産計画も第一段階から第二段階に進むこととなったが、第二段階の一つの柱として、基本・基盤技術(発明)の創造と普及・転用、即ち活用の施策を策定・実践すべき。
- ・ 知財推進計画が策定されるようになって以来、国家予算が投入される大学等の研究テーマが産業に直結するものである傾向が見られているが、産業界が大学等に期待する多くは基本技術の創出であり、産業界が出来ないそういった基礎研究にこそ資金投入を行って頂きたい。

### 【機関一元管理】

- ・ 大学等における機関一元管理については、その後の管理運用面での課題や問題点を洗い出し、企業や特許事務所の管理等を参考にして、円滑な運用ができる体制を整備する必要がある。このためには、「大学知財管理・技術移転協議会」などの連携組織や、JST等により、円滑な運用のための指針、指導体制を構築充実することを提唱する。

### 【大学の知財創出支援】

- ・ 大学の法人化を受けて若手スタッフは、指導・研究・論文発表・知財のどれに注力すべきか迷っている。これまでの国の諸策により、独創的な成果を特許出願しやすくなったものの確実に実施されない限り見返りは少ない。そこで、現在行われている出願支援制度の中に「出願奨励補償金」を含めることを提案する。

### 【大学知財意識向上】

- ・ 知的創造サイクルの基となる発明を創造する研究者に対する知財意識の高揚(意識改革)、知財教育の重要性に鑑み、これらについて各大学に対して指針を示すと共に、各大学での自主的な運用を促すべき。

### 【大学知財本部、TLO】

- ・ 各大学における知的財産本部と技術移転機構(TLO)の連携機能強化または必要に応じた一体化と、これら機関の適切な評価システムを構築されたい。
- ・ 大学等の知的財産管理体制については、その活動成果が大学に帰属するまでには至っていないところが殆どである。このため、政府の財政的支援は引き続き継続する必要がある。性急な結論は慎み、大成するために広い視野での期待が望まれる。
- ・ 大学知的財産本部の人材不足を補うための、人材情報の充実、人材交流の活発化、外部知的財産専門人材の支援、等についてJSTなどが主になった対応策を講じる

必要がある。

#### 【大学の特許出願支援】

- ・ 大学特許出願については、平成 17 年度から外国特許出願に限られてはいるものの、出願経費の支援が充実しており、この点では産学連携推進への貢献度が大きいと考えられる。しかし、昨年までと異なり、日本国特許出願経費についての支援が無いのでこの点についての再検討が必要。

#### 【大学の秘密管理】

- ・ 営業秘密管理の徹底について、各大学単位でなく、全国的なレベルでの普及徹底策を講じるように期待する。
- ・ 大学等における営業秘密等の秘密情報管理が更に厳密になされることを要望する。

#### 【リサーチツール】

- ・ ライフサイエンス分野における代替性が低く汎用性が高いリサーチツール特許の円滑な使用について具体的解決策(ガイドライン等)を策定する。
- ・ バイオテクノロジー分野では、代替性のないリサーチツールに関する特許が試験・研究の実施を妨げるおそれが指摘されている。裁定実施権の活用は是非も含めて、研究における特許の使用の円滑化に関する諸問題について、今後さらなる検討が必要。

#### 【産学連携】

- ・ 共有特許を企業が自己の事業に活用した場合のいわゆる不実施補償の是非を巡って、産学で意見の違いが見られる。連携の実態に応じて、産学双方にとって柔軟な契約の実現を目指す必要がある、産学双方によるさらなるコミュニケーションの推進が必要。
- ・ 産学連携に当たっては、企業との協議結果を踏まえた共同・委(受)託研究契約が締結できるよう契約締結についての柔軟性を確保するよう、関係者への徹底を図って欲しい。また、前者のための財政基盤整備については、国の支援も必要。
- ・ 産学連携は理系だけでなく、文系大学や文系学部への普及も視野に入れるべきである。文系大学で生まれる知的財産への配慮も必要であり、これらについての調査と支援を検討されたい。
- ・ 実施料の取り扱いや不実施補償、出願国の選定等において産学間で意見の相違する場面が多くなっている。その背景には、研究資金の調達等経済面での問題が要因であることも多いことから、大学等への公的助成の拡大などより、官側が産学連携活動を一層支援されることを要望する。

- ・ 知的財産サイクル専門調査会などで73条の見直し等の意見が出ているが、共有特許の取扱いについて、民間に限らず社会に既に定着している73条の認識を変更するような扱いには強く反対する。大学における実施料の問題は契約の問題として契約の自由の原則に則り、基本的に当事者間で解決すべき問題であり、法改正で対応すべき問題ではない。
- ・ 日本の産学連携の活性化、イノベーションにつなげるという目的の基に、産学連携の推進をテーマとした委員会を立ち上げ、検討すべき。

#### 【職務発明】

- ・ 職務発明制度については、今後は、企業の運用状況や職務発明をめぐる訴訟の状況も見極めながら、職務発明制度や手続事例集のあり方について不断に検討を進め、制度の評価、見直しを行っていくべき。
- ・ 日本の技術者の地位や処遇の改善が急務。また、勤務先の知財権補償金規定では支払額の上限こそ撤廃されたものの、発明者が会社にもたらした利益に比べて信じがたい程低い。これでは実質的に億円プレーヤは絶対に生まれない。
- ・ 発明者への補償について、個人と会社の対立になると、個人が圧倒的に不利な立場となり、泣き寝入りしている発明者も多い。発明者への補償は強制力を持たせる形での法律をしてほしい。

## 2. 保護

### 【保護全般】

- ・ 長年の蓄積により日本独特の探求や涵養によって醸成された無形資産を知的財産権として保護する手立てを考慮し、日本の工芸、工業経済社会を支えてきた独特のスキルを何らかの手段で法的に保護するべきである。
- ・ 既存の法制度の枠にとらわれず、経済学、社会学、科学技術、経営学的な多様な視座から、新しい知財制度の構築に向け、抜本的な議論を開始することが必要である。日本政府は、21世紀の知識社会にふさわしい知的財産法制を発明し、世界に貢献するべき。

### 【特許審査迅速化】

- ・ 全ての特許出願を迅速に審査する必要はない。早期審査の請求をすれば、順番待ち期間は半年以下であり、これでも充分に出願人の期待に添える。重複研究の排除等は、出願公開制度によっても充分その目的を達することができる。権利の趨勢が長期間不安定という意見に対しては、審査の他人請求も可能であるので、その活用を促せばよい。
- ・ 出願後3年以内に審査請求を行う現行制度の下で、企業の多様な知的財産活動を促進させ、審査の着手時期を延期しても良いとの出願人の要請を認め、適正な時期に権利成立を図れるよう審査手続きを柔軟にすることを検討すべきである。
- ・ 審査迅速化は重要であるが、権利活用の面から考えると不安定な権利付与は後日の紛争を招くのみであり、これを防ぐためには、審査(特に、進歩性の判断)の質の維持、向上、審査結果バラツキの抑制が前提となるので、この点を考慮した施策をお願いしたい。また、出願人としては必ずしも早期の権利化を望まないものもあり、出願人の望む時期に迅速に審査、権利取得できるような仕組みを検討願いたい。
- ・ 審査請求期間が7年から3年になったことは、出願人の特許戦術の選択の幅を縮小しただけで、かえって審査請求が集中して特許制度に致命的と言ってよい程の審査滞貨を生じてしまった。
- ・ 特許出願を抑制し、審査請求を抑制する政府の現実の行動は、明らかに知的財産国家戦略政策と矛盾する。早々に「審査請求期間」の7年復帰か「延長制度」(有料制も可)を導入することが望まれる。
- ・ 様々な企業がある中で、一律に、特許率で知財活動を評価することは適切ではない。政府としての目標の設定、個別企業の特許率の公表等により、企業に一定の行動を強いることは適切ではない。むしろ、企業の多様な知的財産活動を促進しつつ、あわせて、特許審査の効率化を図る方策を、官民が協力して探っていくべきである。
- ・ 特許登録率の低い企業名の公表等の過度な施策は、知的財産(発明)の創造意欲の減退をも惹起させる可能性があり、慎重に運用すべき。

- ・ 特許審査迅速化・効率化本部が設置され、行動計画が発表されたことは基本的には好ましいが、この行動計画の具体的措置は審査請求済み案件の取り下げ促進、企業別審査請求取下げ動向の公表、弁理士の出願関連活動状況の情報提供など、後ろ向き施策と判断せざるを得ないものや、審査促進に寄与しないものなども含まれているのは誠に残念。審査迅速化の施策実施に当たっては、官庁側の一方的な方向付けでなく、民間の意見や施策も取り入れ官民一体となった事前準備を義務付けることを推進計画に含めるべきである。
- ・ 特許出願の迅速化を達成するために、民間企業に審査業務を委託する民間審査官制度を提案する。

### 【審査官の増員】

- ・ 国際的に見て遜色の無いレベルまで、審査官やその役割の一部を担う人員の数を増員すべきである。そのための対策として、任期付審査官の拡大、審査官OBの臨時雇用、ポストドクターの活用、外部委託のさらなる活用を積極的に行うなど、あらゆる手段を講ずるべきである。
- ・ 毎年100名程度の「任期付き審査官」の募集をしつつあるが、これは「焼け石に水」であり、さらに抜本的な対策が必要。
- ・ 急増している弁理士を、その資格で審査官・審判官に任官できる制度を構築したら、審査の即戦力が期待でき、審査の迅速化に資する。また、これにより、一方通行から双方向への知財人材の流動性強化ともなる。
- ・ 任期付審査官の方々が、審査の質を保ったまま、審査件数のノルマを達成するのは非常に苦しいと思う。「獲らぬ狸の皮算用的な目標件数」を掲げるのはやめて、現実的な審査件数に値を修正するべきであり、それに基づいて、審査待ち期間の目標値を見直すべきである。もし、どうしても目標を達成する必要があるならば、もっともっと審査官の数を増やし、在宅勤務等も含めた勤務形態の多様化で対応するべき。

### 【技術情報・サーチノウハウ】

- ・ 特許文献のみならず技術文献の情報をも迅速で確実に検索出来る仕組みが必要。
- ・ 出願人がある程度は権利化の目処を付けられるように、IPDL等の機能を大幅に強化すべき。また、包袋(拒絶理由通知書等)の閲覧を可能とするべき。
- ・ 特許庁で検討中の「特許庁業務・システム最適化計画」において「データ提供のリアルタイム化、包袋情報の無料提供の推進」が平成23年実現の機能として計画されている。各機能は企業の知的財産創造、管理推進に大きな寄与を期待できるものであり、前倒し実現をお願いしたい。
- ・ 特許電子図書館(IPDL)『CSDB(コンピュータソフトウェアデータベース)検索』について検索の精度を上げる、検索方法の充実、文献の拡充等、より使い勝手をよくす

- るべき。
- ・ 従来技術調査のための環境整備として、特許庁保有のすべてのデータについて、民間が容易に利用可能な形態で、インターネットにて無償で提供すべき。
  - ・ 特許庁審査官のサーチノウハウを、可能な限り具体例をあげて公開していただきたい。

#### 【ネット出願】

- ・ インターネット出願における法人用電子証明書において、「特許専用証明書」など 知的財産部門にとって使い易い証明機能限定型の証明書が利用可能となるようにしていただきたい。
- ・ 出願料等の手数料のインターネットを通じた納付について、企業にとって使い易い特許料の納付方法について、更なるご検討をいただきたい。

#### 【技術翻訳】

- ・ 海外出願のための環境整備として、わが国の先端技術開発の成果を積極的に活用して、機械翻訳に関する環境整備を早急に進めるとともに、その公開を行うべき。

#### 【権利期間】

- ・ 権利期間の長期化は、「知財創造サイクル」の回転を遅らせる要素の一つであり、権利期間を短縮すべき。

#### 【特許対象】

- ・ ソフトウェア特許が真に経済発展に寄与するものなのかどうか検証が必要。

#### 【医療関係特許】

- ・ 医療関連行為の特許保護に関して、方法の特許による保護を認めていくべきである。また、先端医療行為に対する特許保護についても、早急に検討を行うべきである。
- ・ 医療機器の作動方法や、医薬の新しい効能を発現させる方法が特許可能となったが、遺伝子治療や再生医療についての基本部分は依然として特許対象とはなっておらず、期待はずれの感がある。引き続き、これらの分野に関する対応を継続されたい。
- ・ 医療関連技術の特許化を促進すべき。

#### 【技術流出】

- ・ ノウハウとして保持したい技術を守るためには、制度的には、先使用权制度の活用が有効策の1つであるが、わが国だけの対応では効果は薄い。海外における先使用

権制度の整備を働きかけるべき。

- ・ 技術流出の防止については、特許制度の見直し(先使用権に関するガイドライン策定)に止まらず、産業政策、国際調和の観点から、総合的な検討を行っていただきたい。なお、先使用権の拡大、発明の登録制度の導入等、特許制度の根幹(先願主義、出願公開制度)を揺るがすような見直しは、国際調和の観点からも、慎重に検討いただきたい。
- ・ 公開された特許出願内容が海外への技術流出の原因となり問題となっていると指摘があるが、具体的にどのような問題があり、それはどのような技術分野か、流出技術の内容はどのような種類なのかの精査が必要。
- ・ 先使用権制度を有効に活用するため、先使用権の認められる要件・範囲の明確化、立証の容易化をすすめるべく、その円滑な利用のための「ガイドライン」を早期に作成すべきである。
- ・ 世界的に「営業秘密管理指針」に相当するものを策定し、営業秘密の要件、特に営業秘密の管理に関して共通の認識を築く必要がある。海外の政府機関による捜査協力や営業秘密を侵害した者の引き渡し等の協力関係を築くことが重要。

#### 【世界特許システムの実現】

- ・ 日米欧を中心に、審査協力、相互承認という段階を踏んで世界特許システムへの動きを加速すべき。
- ・ 世界特許システムの実現に対しては、容易に調和できるものからステップ・バイ・ステップで着実に実現していくべきであるとのスタンスから、第一段階として日米欧三極での出願明細書のフォーマットを、PCTをベースに統一していくべき。
- ・ 世界特許システムが構築された場合に、日本語のあり方については基本的なポリシーを明確にしておく必要がある。使用言語が英語やその他の小数言語だけになったりすることは世界の知的財産制度を引率している我が国の相対的地位の低下だけでなく、日本個性の埋没に繋がるので是非とも避けたいところである。
- ・ 世界特許システムの実現は、現実路線としてヨーロッパ特許制度のような経済的・政治的なブロック化に合わせた日本を中核とする広域特許制度の構築を目指すこと、そして、その前に、中期的目標として各国の調査及び審査の経過の相互利用や可及的に広い分野の「審査基準」の共通化を目指すべき。
- ・ 米国の先願主義への移行が実現するよう働きかけを強化し、各国の特許制度の調和に努めて頂きたい。
- ・ グローバルハーモナイゼーションの見地からも知的財産制度未成熟国(BRICS / アジア諸国等)に対して産官が一体となって種々の働きかけを積極的に行うための組織作りを要望する。

### 【国際ルール】

- ・ 途上国からの知的財産制度自体への異論に対しては、相手国の利益も尊重することで、利害を共有する努力をするべき。地球温暖化、BSE、鳥インフルエンザやHIVなど世界的対応を要する問題に知的財産権の存在が障害とならず、むしろ新技術が積極的に活用されるよう新たなルールを作るべき。
- ・ 生物遺伝資源へのアクセスと利益配分についての国際動向に対応する省庁連携を一層推進すべき。

### 【商標】

- ・ 商標を使用する意思のない者が、特定の飲食店名について商標権を取得し、当該飲食店に商標権の買い取りを強要する、いわゆるブローカー行為が散見される。地域で営業する飲食店等の保護のため、商標の使用義務の強化や先使用权の保護強化についての検討が必要。
- ・ 電子情報技術産業に関連する商品に関しては、近年、市場の状況が大きく変化していることから、商標法における商品、役務の類否判定 - 「類似商品・役務審査基準」の見直しにつき抜本的な見直しが必要である。
- ・ 検討すべき事項は山積しており、商標制度の抜本的な見直しを早急に進めることを切望する。

### 【種苗関係】

- ・ 農産物知的財産に係る業務の農水の出先機関での分担について、県だけでなく、国の出先機関の協力が必要。また、産業の知的財産権等に係るアドバイス機関の設置が必要。
- ・ 「1. 植物新品種の保護を強化する」の中に「登録品種であることを明確にする表示マークの普及」を追加して頂きたい。
- ・ 「農業者の自家増殖」に育成者権を及ぼすようにすべき。
- ・ 特許における世界特許システム構築に向けた取組と同様、植物新品種の育成者権についても世界的な相互承認制度を確立すべき。(農林水産先端技術産業振興センター)
- ・ 権利侵害の迅速な立証に有効なDNA品種識別技術について、適用できる作物を早急に拡大するため、技術開発を支援し、強力に推進すべきである。また、植物毎に、DNA品種識別技術の標準化を推進すべきである。
- ・ 登録品種の種苗の海外への不法持ち出しを防止するための対策を早急に検討すべき。
- ・ 農林水産分野においては、知的財産の創造・保護・活用に係る基盤が未だ極めて脆弱であるので、今後も国の知的財産関係予算を十分に確保し、民間等の知的財産

の創造・保護・活用へ向けて積極的に支援を行う必要がある。

- ・ 品種登録の審査期間を2010年度までに2.5年に短縮することを実現するためには、方式と実態(栽培試験等)の審査に関わる運用を見直す必要がある。

#### 【知財紛争の処理】

- ・ 東京地裁と大阪地裁に専属化されている特許権、実用新案権等に関する訴訟の第一審の管轄について、地域における裁判へのアクセス権を確保する観点から、従前どおり地元の地方裁判所でも裁判が受けられるように競合的管轄に戻すことが必要。4月から知的財産高等裁判所に専属化される控訴審については、地域の利便性の向上を図るため、巡回方式の採用についての検討が必要。
- ・ ADR法により、裁判外紛争解決手続のうち民間事業者の行う和解の仲介(調停、あっせん等)の業務を認証する制度が実施される場所であるが、さらに、地域において簡便かつ効果的な裁判外紛争処理体制の構築についての検討が必要。
- ・ 日本を知財立国とするためには、知的財産権の権利救済に係る公正・公平な裁判が必須であり、そのためには、証拠の保全の強化・多様化を実現し、その偏在化を是正することが急務。米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集機能の強化を行うべき。

#### 【罰則強化】

- ・ 刑事罰の強化について、審議会の報告とは違った形での結果になったことについて、審議会の場で十分説明を行う必要がある。なお、知的財産権は無体物であるためにその権利範囲については争いがあるのが常であるから、刑事罰の適用に際しては、慎重な運用を維持すべきと考える。
- ・ 著作権等侵害事件の刑事罰を引き上げることが必要。

#### 【模倣品・海賊版全般】

- ・ 某ブランドホルダーは、知財問題に力を入れていないために、かなりの偽物が氾濫している。権利者が、進んで警察の捜査や、裁判所からの要請に協力するように法律を整えて欲しい。
- ・ わが国政府は日本の模倣品・海賊版被害をもっと具体的に発表し広報展開すべき。
- ・ 証拠に対する質疑と営業秘密保護との関係のバランスが図られる制度が確立されることが必要であり、中国当局が特許法等の改正又は司法解釈の制定等を行うよう働きかけて頂きたい。
- ・ 消費者保護を念頭に置いた模倣品対策が必要であり、商標権者によるブランド品の真正品・模倣品の判断を行うことのできる窓口機関の創設が必要。
- ・ 在外公館の知的財産担当官制度の実効性については、現地専門家(弁理士・知財

専門弁護士)・日本弁理士会の国際的ネットワークとの制度的な連携が必要である。

#### 【水際対策】

- ・ 侵害か否かの判断が難しい特許権侵害品等の輸出取締りに関して、侵害のおそれ  
が誤って判断され、結果として侵害でなくとも、輸出が一時的に止まって、信用の失  
墜等輸出企業に打撃を与えるおそれがある。十分な濫用防止措置を講ずるべきで  
ある。
- ・ 先端技術に係る特許など高度な知的財産権の侵害・非侵害を判断し、水際で差止  
める他の仕組みの導入が必須。その仕組みは、国際産業競争力強化の観点から、  
輸入者・輸出者から見ても公正な制度であるべき。
- ・ 個人輸入について、悪質な事案の撲滅は重要な課題であるが、取締手法の不明確  
さが残れば、国民に難きを強いることになりかねない。

#### 【模倣品・海賊版拡散防止条約】

- ・ 模倣品・海賊版拡散防止条約を早期にその実現を目指すべき。
- ・ 同条約には、意匠権も対象とする、不正商標の付された模倣品全体をすべて廃棄処  
分とするなど内容を導入して頂きたい。

#### 【ネットオークション】

- ・ 特定商取引法における「事業者」認定の指針について、現実と照らし合わせて、もっ  
と具体的な内容に見直すべき。販売者が、実在する事業者であるか、オークション事  
業者が事前に確認できる体制も作るべき。
- ・ インターネットオークション事業者、権利者、行政機関などがインターネット知的財産  
侵害品流通防止協議会を設立したが、残念なことに、消費者が含まれていない。

#### 【模倣品・海賊版に係る啓発】

- ・ 模倣品・海賊版に係る国民に対する啓発に関しては、中・長期的な視野から、特に、  
小中学校における教育に取り組むべき。

### 3. 活用

#### 【ライセンス契約の保護】

- ・ ライセンス契約の保護の法整備のあり方について早急に検討を行うべき。
- ・ 特許ライセンスについては、ライセンシー保護のための新たな制度設計を行うにあたっては、特許番号が特定されない包括クロスライセンス契約に基づく通常実施権の保護が可能な制度であることが重要。
- ・ ソフトウェアライセンスの保護についても早急に検討を行い、ソフトウェアライセンサーが倒産又は権利を譲渡した場合においてもライセンシーが安心して事業活動に専念できる法体制を確立すべき。

#### 【知財の信託】

- ・ 受託者が特許管理会社の場合自ら特許を実施していないため損害賠償の額が一部に留まる、受託者が親会社の場合受託した特許を自ら実施できないといった弊害も指摘されており、課題の解決を図るべき。
- ・ 信託を用いたグループ企業における知財の集中管理が円滑に行うことができるように、グループ企業内信託では、受託者が委託者の逸失利益を請求できることについて、法解釈上可能であればその解釈論の定着、困難であれば特許法等の改正を提案したい。
- ・ 信託を用いたグループ企業の知的財産管理においては、委託者と受託者間の契約が重要であり、契約書モデルについて、特許法だけでなく会計上等、様々な観点から各専門家と企業関係者が検討する場を、設定していただきたい。

#### 【税額控除】

- ・ 現状の外国税額控除制度の下では、租税条約によりライセンス料の源泉税が免除とされ投資促進が期待されたとしても、必ずしもその意図通りにならない。源泉税が免税とされたとしても、外国税額控除制度において非課税国外所得の3分の2の除外規定があるため、結果として源泉税が低率でも課された場合よりも控除限度額が小さくなり、二重課税の排除が十分なされない。

#### 【標準化】

- ・ 国際標準化の推進と知的財産政策の調和についてRAND (妥当かつ非差別的: Reasonable And Non-Discriminatory) 条件の設定や非差別の概念の明確化等、RAND条件の明確化を図る必要がある。
- ・ 理工系大学における標準化教育の強化が必要である。
- ・ 内閣府に国際標準専門組織を設けることを提案する。
- ・ 国際標準が期待される国の研究開発プロジェクトについては「産業活力再生特別措

置法第30条」の「2. 措置の内容」の3つの条件に加え、例えば「特許取得と国際標準を取得すること」を努力義務として明記することを提案する。

- ・ 国際標準活動に係わる収支については、非課税とする等の税制上の優遇策設けることによって、民間企業における国際標準化活動を促すことを提案する。
- ・ 国際標準活動人材の育成と人材のプールを国家プロジェクトとして実行することを提案する。

#### 【オープンスタンダード】

- ・ オープンスタンダードを強力に押し進めていくためにも、ソフトウェアの相互運用性確保などのテーマについて、知的財産権に関連する課題や解決手段(たとえば特許法における裁定実施権の適用など)の検討を進めていくべき。
- ・ オープンスタンダードを含む技術標準による社会全体のイノベーションの促進を図るとともに、技術標準の策定・普及における知的財産の権利者と利用者とのバランスを考慮した国際ルール構築も含めた制度整備の検討を要望する。

#### 【中小・ベンチャー】

- ・ 知的財産政策の観点からも、技術力を持った中小・ベンチャー企業への支援を進めるべき。
- ・ 地域の産業、特に中小・ベンチャー企業にとっては国内での権利化が手いっぱい、とても外国での権利化にまで資金的余裕がないのが現状。地域・中小・ベンチャー企業の外国出願のための助成を強化すべき。
- ・ 特許庁が認めている現状の中小・ベンチャー企業への減免措置は、要件と手続の煩雑さの両面で、中小企業にとってハードルが高すぎる。要件をもっと緩和すべき。手続もより簡素化すべき。
- ・ 費用減免制度は証明書や特別の手続きを要するなど使い勝手の面からは改善の余地がある。米国特許庁のスモールエンティティ制度のように、単なる自己申告による手続きへの改善を考慮する必要がある。
- ・ 中小ベンチャーはいくら良い特許を出願しても、優秀な法務スタッフを抱えた大会社からの無効審判などで体力を消耗させられてしまうため、勝ち目のある係争に対し「法務扶助制度」を設けることを提案する。
- ・ 訴訟・紛争に直面することは、資金力に余裕がなく、また、紛争経験・ノウハウのない中小・ベンチャー企業にとって、非常に難しい。紛争に直面した場合に、第一次的に相談できるような窓口を用意することが望ましい。
- ・ 政府が主体となるファンドを設立し、弁理士報酬はこのファンドに請求し、中小ベンチャーはこのファンドに株式や債券を提供する仕組みを作ることにより、中小ベンチャーが安心して特許出願ができる制度を構築することが好ましい。

- ・ 中小企業、ベンチャー企業には知的財産戦略を推進する人材が不足しており、知的所有権センターの管理運営に対する助成措置と特許流通アドバイザーや特許流通アソシエートの配置など人的体制の強化が必要。
- ・ 中小・ベンチャー企業を過度に保護することになると全体のバランスが崩れ不公平になることに配慮すべき。

#### 【地域】

- ・ 弁理士過疎地域を無くす(単なる都道府県レベルではなく、誰でも移動時間1時間程度以内で弁理士にアクセスできるような環境を提供すべき。)。弁護士会を做って、弁理士過疎地域に公設の特許事務所を設立することを推進する。
- ・ 日本弁理士会のアクセスポイント設置や全国支部制度により、地方在住の依頼者への利便性も飛躍的に向上していることなどから、もはや弁理士過疎の言葉は過去のものとなっている。
- ・ 研究開発施設の誘致にさらなる優遇を与え、税的優遇や特許技術情報の安価提供、弁理士による集中的支援、特許取得費用の無料化等が実現できる特許特区を設ける。
- ・ 地域団体商標制度の施行に伴い、商標管理について適切に運用するように行政が適宜指導してもらいたい。
- ・ 農林水産での知財戦略の推進が重点のひとつ。これまで日本の農林水産は国の保護政策が中心だったが、これからは、積極的に地域ブランドを掘り起し国際競争力あるブランドに育成し、市場を海外へも広げることによって、豊かな地域を目指したい。

## 4 . コンテンツ

### 【全般】

- ・ 2006 年度にコンテンツビジネスの基盤整備を完成させ、2007 年度からはコンテンツビジネスの飛躍的拡大に向けた攻めの改革をさらに推進すべき。
- ・ コンテンツ創造サイクルの活性化のためには、コンテンツ保護をただ一方的に強化すればよいということではなく、その活用を図るための方策を考えるという、バランス感覚が必要。
- ・ コンテンツの振興についての提言では、デジタルコンテンツにのみ目が向けられており、文芸・コミックをはじめとする出版物等のアナログコンテンツについての目配りが不十分。振興すべきコンテンツの例示には、「出版物」も是非加えるべき。
- ・ 日本発のビジネスモデルを構築するため、政府はソフト・ハードを含む幅広い関係者の連携の一層の強化を奨励するとともに、課題解決に向け必要な支援をすべき。
- ・ 映像産業クラスターの整備をコンテンツ産業振興政策の重要な課題として位置付け、産学官一体となった取組みを推進すべき。
- ・ デジタルコンテンツの創作、流通、利用のサイクルを早める仕組み(任意の登録制度、指定登録機関を設置等々)の創設。

### 【再販制度】

- ・ 事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組みを政府は奨励すべき。
- ・ 日本の音楽文化発展のため著作物再販制度は維持されるべき。
- ・ わが国が実現している豊かな音楽環境を拡大し、そこから新たな創造の芽を育て、知財立国の柱とするために、著作物の再販維持を知財推進計画に盛り込むことを要望する。
- ・ 公平公正な市場形成を国是とする日本において、一部商品だけ例外的な処遇を行うのは法の平等主義に反する。公正取引委員会は早急に著作物の特殊指定扱いを廃止すべき。日本はITインフラ大国であり、デジタル配信により現行の流通制度の地域格差は全く意味の無い課題であり、既に物理的には解消済み。
- ・ 再販制度が廃止されると、多種多様なCDを提供するレコード専門店は、地域、規模の大小を問わず存立が困難になり、消費者は音楽鑑賞の手段を得られなくなる。再販制度は絶対に存続することが音楽愛好家(消費者)のために必要。
- ・ 音楽文化はみんなの財産。制作意欲を無くすような制度の上に真の音楽文化は生まれない。著作物再販制度は維持すべき。
- ・ 再販制度が廃止された場合、音楽作家にとっては、収入が不安定となり、作品発表の場の喪失、実績のない新人作家は育つ機会を奪われてしまう。音楽作家が創作に専念できる基盤のためにもなくてはならない制度。

- ・ 音楽用CDにおける再販制度は、国民の誰もが何処でも同一価格で購入することができる制度で、音楽文化の普及に大きな役割を果たしている為、音楽用CDにおける再販制度の存続を希望する。
- ・ CD再販制度が廃止された場合、商業的に成り立ち難い、伝統音楽、民族的楽曲、古典的宗教楽曲等売れ筋以外の楽曲作品群についても、本当に価格が下がるのか、消費者の立場からは甚だ疑問である。
- ・ 再販撤廃に反対。地方の専門店、小型店では価格対応が出来ず、閉店に追い込まれる。ひいては子供たち、老人、ITを使えない消費者は、音楽鑑賞ができなくなる恐れが考えられる。
- ・ 日本においてはレンタルCDという大変安価な手段での音楽供給形態があるので、もしも再販撤廃ならばレンタルCDも撤廃しなければフェアではない。世界で例を見ないレンタルCDの存在の大義名分は「日本では音楽CDが再販制度で守られている為、消費者に安価での音楽供給が可能ではなく、レンタルCDがその代替として機能を果たす」ということだから。
- ・ 日本のアナログレコードやCDの価格は理不尽に高すぎる。最近ほとんど新しいCDは買っていない。業界のみを保護する再販売価格維持制度などもってのほか。
- ・ 本パブリックコメントにおいて、「CD再販廃止」の項目に反対するレコード業界らの「組織票」が投じられているという話がある。パブリックコメントは多数決の場でない。再販制度については、現在の市場においてどのような影響を及ぼしているのかの実態調査を踏まえ、特に音楽レコードについては還流防止措置との二重保護を考慮し、冷静な議論の上で判断すべき。
- ・ 今や商業用レコードを再販制度の対象にしている国は日本ただ一国であり、還流防止措置に加えて商業用レコードの再販制度を現状のまま維持し続けることは諸外国に全く例の無い過剰保護と言わざるを得ない。
- ・ 「文化の発展」において、この様な競争に晒されない過保護な状況下で、日本発の良いコンテンツを生み出せる可能性は極めて低いと考える。再販制度は文化の発展を阻害する物ではないか？
- ・ ほぼ全ての「特殊指定」に関して、全面的に反対。新聞、出版の再販制度、音楽CDの再販制度等、現在では一部既得権者の利益を保護する働きしかしておらず、逆に新規業者等の活動を妨げる。
- ・ CD書籍雑誌新聞等の再販も特殊指定もぜひ廃止してすべき。ただし書籍は学術書研究書のみ利益がでないものも再販特殊指定は存続してもいいが、新聞は即刻廃止にすべき。値引き販売等や再販制度を悪用して悪質なセールスをはびこらせる温床になっている。
- ・ CDだけ廃止だなんて、狙い撃ちしないで欲しい。マスコミ、新聞・出版の再販制度と特殊指定も廃止すべき。

### 【集中管理】

- ・ 映像実演やレコード等業界における著作権等管理事業制度の活用を政府は支援すべき。
- ・ 複数の著作権管理団体の管理権利情報を一括して検索できるシステムを構築すべき。
- ・ 従前はプロだけが携わってきたコンテンツ配信等にもエンドユーザーが関与し得るという状況にまで変化してきている。今のところ、個人がレコードの音源等をインターネットで配信することは、技術的には可能であっても、それを許諾するシステムが用意されていないため出来ない。コンテンツ流通におけるモラルハザードを防ぐ意味でも、許諾を求める声があるうちに JASRAC 等の管理団体が対応できるよう業務を改善すべき。
- ・ 社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC) は、透明性の高い NPO 法人などとして再構築して、著作者、利用者、エンドユーザーに利便性の高い団体へと生まれ変わるべきである。
- ・ 著作隣接権のワンストップ許諾機構の設立を望む。

### 【コンテンツ流通の促進】

- ・ ユビキタス時代におけるコンテンツ流通を円滑にすべく、利用者および権利者は、様々な映像コンテンツのブロードバンド配信に係る合意形成に向けた取組みをより一層推進すべきであり、政府はそうした取組みを奨励・支援すべき。
- ・ 違法なコンテンツを排除し適法なコンテンツを流通させるとともに、ユーザーに対する著作権についての啓蒙を強化することを通じて、コンテンツの違法な利用を防止し秩序ある利活用を促進すべき。
- ・ 政府向けコンテンツについては、受託者または請負者にその成果物に関する知的財産権を帰属できるよう法改正がなされているが、政府向けソフトウェアの開発事業についても知的財産権の帰属を受託者または請負者にすることができるようにすべき。
- ・ 市場の活性化を図るためには、エンドユーザーの支持を得られるような提供サービス規格・仕様を用意する必要がある。現状としては、エンドユーザーの利便性を無視し、コンテンツ業界の都合だけで規格・仕様を一方的に決定し押しつける例があまりにも多い。その結果、まったくエンドユーザーの支持が得られず市場形成を達成できないものも続出している。
- ・ 現在の日本のコンテンツ業界において、有力コンテンツホルダーの多くが「権利行使」と称して配信事業等の新しい流通を妨害している。コンテンツホルダーの同意なくして流通を可能とする強制許諾制度などを検討されたい。コンテンツホルダーと流

通事業者との当事者同士の話し合いに委ねるだけでは不十分。

- ・ 音楽配信競争上の身勝手な考えにより音源提供を拒む例が続出するなか、正当な価格競争・サービス競争へと導くために対策を打たねばならない。差別的許諾の禁止や、場合によっては強制許諾制度の導入などを検討すべきである。

#### 【海外展開】

- ・ 政府は、コンテンツの輸出を目的としたマーケット出展や字幕制作を支援するとともに、国際展開に係る知識・ノウハウの体系化・共有についての民間の取組みを奨励・支援すべき。
- ・ 政府は、コンテンツポータルサイトの構築および運営について支援するとともに、中小企業のコンテンツの掲載や海外発信のための複数言語化を支援する等、民間の取組みを補完する形で官民一体となった取組みを推進すべきである。
- ・ アジアにおける相互理解促進およびアジアコンテンツ流通の拡大に向け、コンテンツポータルサイトを核とした「アジアコンテンツ情報ネットワーク」(仮称)の構築に向けた検討を進めるべきである。
- ・ ジャパン・コンテンツの顕彰、海外発信、国際展開を強化するとともに、地域活性化・集客交流を推進する観点から、政府はこうしたイベントの機能強化を支援するとともに、関係業界は各イベントの連携・融合も含めた抜本的強化に向けた取組みを進めるべき。
- ・ 日本の優れた著作物を世界に普及するためには、優秀な翻訳者の存在が不可欠。
- ・ 日本のレコード会社は、自社が権利を保有する日本の楽曲を日本国外の人に聴いてもらう努力を十分に行っていない。「世界への発信を強化する」との政策目標を実現するためには、レコード会社以外の者が日本の大衆音楽を世界に向けて発信できるような環境作りを行うことが有効。

#### 【業界の近代化・合理化、クリエイター等の保護】

- ・ 作品を創造・制作する事業組織と実演家の「現場就労」の契約条件と「作品再利用」の契約条件を職業継続が持続可能な適正なものとする必要がある。
- ・ 作品を創造・制作する事業組織と実演家との間で、出演についての基本ルールとしての約款を策定する必要がある。
- ・ コンテンツ制作者を搾取から保護するための労働法的な仕組みが必要ではないか。
- ・ クリエイターが創作に専念できる環境が整わなければ、コンテンツ創造は続かない。コンテンツ制作現場において最低賃金を保証するなど、その制作者の生活を支えることが必要なのではないか。
- ・ クリエイターとエンドユーザーの間に様々な人々が入り込み、その結果、エンドユーザーがコンテンツの対価として支払った金額のごく一部しかクリエイターに届かない

のが現状。中間者の介在をなるべく少なくし、エンドユーザーが支払った対価がクリエイターに届くまでの間で失われてしまう割合をなるべく小さくするような方策を考えてほしい。

- ・ 「コンテンツビジネス振興」の国家戦略を掲げていながら、俳優などの映像実演家には、未だに経済的な権利を付与していない。創作者保護の観点から法改正および実演家への権利付与を早急に検討し、具体的な対策を明記すべき。
- ・ 我が国の現行著作権法では視聴覚固定物に関する実演家の権利が確立されていない。国内法を整備すると共にWIPOの映像実演の保護に関する条約の早期締結を望む。
- ・ 消費者が著作権料として支払った金額が作曲家や演奏者に正当に還元されない場合も多く見受けられる。現在の情報技術に相応しい著作権管理システムを早急に導入して、利用された音楽創作物の著作権料がきちんとその作品の作者に還元されるように改善する必要がある。

#### 【紛争処理】

- ・ コンテンツに関するあっせん・裁定制度の改善に取り組むべき。
- ・ 法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、結論を得るべき。

#### 【盗み撮り対策】

- ・ 劇場内で上映中の映画作品を盗み撮りすることは、著作権法上は、私的利用目的であれば盗み撮り行為自体は著作権侵害に当たらない可能性がある。実効ある取締りに向け、法的な措置も含めた検討が望まれる。

#### 【フィルムコミッション】

- ・ ロケーション撮影について、撮影許可のあり方を見直し、各地のフィルム・コミッションに撮影許可申請の窓口を一元化する等の措置を講じるべきである。また、フィルム・コミッションの機能充実を促すため、運営補助策を検討すべき。

#### 【コンテンツ制作の資金調達】

- ・ 優れたコンテンツ作品の制作に要する資金調達を円滑化するため、政策金融機関によるコンテンツ制作者等への出融資を拡充するとともに、多様な手段による資金調達が可能となるように民間の金融・資本市場の整備を進めるべき。

#### 【コンテンツ支援税制】

- ・ デジタル化時代に適応したコンテンツの制作・流通を進めるためには、多額の設備

投資が必要であり、資金調達力に限界があるコンテンツ業界にとって税額控除制度・特別償却制度等の税制上の支援措置が不可欠。

#### 【ゲームソフト流通】

- ・ 中古流通問題の解決には、消費者の利益に配慮しつつ、中古ソフトの販売によって得られた利益について開発者に還元される仕組みが必要であり、政府は、そのための仕組みの構築に向けてゲームメーカーと流通事業者による協議を支援し、有効な解決策を見出すよう奨励すべき。
- ・ ゲームソフトについて、コンテンツ産業を支える制作者への適正な報酬が確保されるような実効性のある法的枠組みの整備が早急になされるように、推進計画に中古ゲームソフト流通の問題を盛り込んでいただくことを要望する。

#### 【コンテンツ統計の整備】

- ・ 政府はこうしたコンテンツに係る統計を早急に整備するとともに、映像産業振興機構はじめ民間機関におけるこうしたデータ整備に関する取組みを支援すべき。

#### 【ライブエンターテインメント】

- ・ 「観光立国」日本が世界に誇れる観光拠点として、観光基本法において、ライブ・エンターテインメントを重要な集客資源と位置付けた上で、ライブ・エンターテインメントを集中的に体験できる集積地の構築を規定し、法制、税制、金融、税制等の関連施策を集中的に講じるべき。
- ・ ライブ・エンターテインメント産業の活性化のみならず日本の観光産業の振興のためにも、特区制度の活用等も含め、その核となるカジノに係る法整備の検討を進めるべき。
- ・ ライブ・エンターテインメント産業の振興、活性化を図るために、ライブ・エンターテインメント産業振興法(仮称)を制定し、関係省庁・自治体が連携して施策を進める必要がある。
- ・ 劇場の公益性に鑑み、日本においても、一定の地域へのライブ・エンターテインメント施設の集積を誘導、促進するために「劇場法」を制定すべきである。
- ・ ライブ・エンターテインメント産業活性化のための集積を構造改革特区として設定すべき。

#### 【コンテンツ関連人材】

- ・ ビジネス・プロデューサーを育成するプログラムおよび社会人(現役プロデューサー)の再教育プログラムを整備した大学や映像産業振興機構等が行う事業について、政府はより一層支援すべきである。

- ・ ポピュラー音楽や演劇といった分野においては、体系的に知識や技術を習得するためのプログラムが不足している。国際レベルの人材を育成するためには、パフォーマンス技術を学問的に研究、体系化するプログラムや、実技を習得するプログラムを設けた大学等の設置につき政府は支援すべきである。
- ・ プロデューサーやクリエイター、技術者といった異なる職能や、映画、放送、アニメ、ゲーム、音楽といった異なるジャンル等、複数の領域に精通した人材は、複数の領域にまたがる課題や新たなビジネスモデル構築に向け重要な役割を果たし得る。政府はこうした融合人材の育成に向けた取組みを支援すべきである。同時に、大学の研究者が研究成果を発表し、産業界がその成果を活用してビジネスにつなげる等、大学・研究機関やクリエイター、民間企業等が情報共有できる場を設けるべきである。
- ・ アメリカでは批評家・評論家がエンターテインメント・コンテンツへのゲートキーパーとして、読者に対する高品質の視点を提供している。こうしたゲートキーパーを育てるため、映像産業振興機構等は、批評家・評論家の検定制度を検討するとともに、ゲートキーパーの育成・研鑽の機会を提供すべきである。こうした取組みに対し、政府は支援すべきである。
- ・ 租税条約において源泉地国免税とされている外国芸能法人についても、租税条約実施特例法により、いったん国内興行主が源泉徴収を行った上で後日、請求により還付することとされており(租税条約実施特例法第3条第2項、第3項)、事業者の収益を圧迫している。租税条約上の免税芸能法人に該当する場合は源泉徴収を免除するか、簡易な手続きで迅速に還付がなされるよう租税条約実施特例法を改正すべき。
- ・ 芸術家の就業後の能力充実、能力拡大、職業移転などの能力開発についてはまだまだ不十分。芸術家等のためのキャリア・サポートセンター機構を検討し、その実行を支援する必要がある。
- ・ 知財立国の要である知的財産を創造するクリエイターを増やすため、税制改正や留学制度を導入されたい。

#### 【アーカイブの積極的活用】

- ・ 政府は、文化資産として価値のあるコンテンツのデジタルアーカイブ化を積極的に支援すべき。併せて、東京国立近代美術館フィルムセンターや財団法人放送番組センターの機能を拡充するとともに関連する活動を支援すべき。(日本経済団体連合会)
- ・ コンテンツの制作に係る美術や道具、背景画等の散逸を防ぐとともに、データベースに集約化してアーカイブとして整備し、コンテンツ・ポータルサイトの将来的な活用も含め、作品の制作者が利用しやすくすることについて、国は支援すべき。
- ・ テキスト関連のデジタル・アーカイブ育成政策を、新たに盛り込むべき、併せて、デジ

タル・アーカイブ拡充の阻害要因となる著作権保護期間の延長には、慎重に対処すべき。

- ・「コンテンツのアーカイブ化」は積極的に進めていただきたい。特にフィルムセンター所蔵の映画作品については(著作権が切れていたり、権利者の許諾が得られたものなら)インターネットでの配信も可能とするのが望ましい。国立国会図書館のデジタルアーカイブと連携してサービスが行なえれば充実したものになることだろう。国民共有の財産とも言える NHK 制作番組についても、番組のアーカイブをネット配信できるよう整備することが望ましい。

## 【著作権制度】

### 著作権法体系

- ・ 新たな著作権法体系の構築に向けて国民的議論を推進すべきである。
- ・ 著作権においては、著作物の利用に関する一般的な権利が法律上規定されていない。今後、著作権ビジネスを発展させていく上では、法的に明確な位置付けがなされた「著作物利用権」を整備していくことが必要。
- ・ ここ数年の著作権法改正に関する議論をみると、商用目的と、芸術目的の両方を同時に達成しようとするために、そのいずれの目的の達成も十分にならないという状況があるように思われる。著作権法第 75 条にすでに存在する登録制度を活用し、創作者の目的に応じて、著作物を商用著作物と芸術著作物のいずれかを選択できるようにし、それぞれの目的に適合的な保護制度を準備するべきである。
- ・ コンテンツのデジタル化、コンテンツ流通のネットワーク化及びブロードバンド化、IP マルチキャスト放送に代表される放送と通信の融合等メディアの多様化などを踏まえ、従来の複製禁止を原則とする考え方から、新しい時代に対応した利用許諾を前提とした著作権制度のあり方も視野に入れた検討を、是非ともお願いしたい。
- ・ 「知的財産推進計画 2004」では、出版物の『版面権』についての検討が記述されていたが、同計画 2005 では、この項目は削除されてしまった。しかし、出版界では、この版面に係る権利(= 出版者の著作隣接権)法制化は長年の悲願。是非とも「出版者の権利」の創設に関する項目の復活をお願いする。

### 著作物の活用促進

- ・ 著作物を使用したいと考えた利用者にしてみれば、権利者が不詳であるため、使用許諾交渉先が存在せず、結果的に活用がすまないとこの経済的目的および文化的目的のいずれをも阻害するような状況が生じている。周知されているが作者不詳の作品について、一定の要件のもとに、文化庁長官による公有宣言を可能とし、ひろく著作物の活用を促進すべき。
- ・ 個人によって行われる商用目的ではない二次創作活動について、原作品の権利者

が法的措置をとる前に、一定の手続による事前警告を著作権法上で義務付け、二次創作活動を行う者が不意に訴訟の対象とならないような措置を講ずるべき。

- ・ 音楽分野では、インターネットでの利用の際、個人・非営利団体の二次利用が著作権隣接権に阻まれている。インターネット時代に見合うよう抜本的な著作権法の見直しを加えることを提案する。
- ・ 自らその創作を公有に帰するものとする行為に対して、著作者人格権が放棄できないとしてこれを認めないとする者が少なくない。これは創作者からすれば実に遺憾な議論であり、誰にも利益をもたらさないものである。この問題は、著作者の意思表示があれば、著作者人格権も消滅する、と明示的に法に規定をおくことで解決できる。

#### IPマルチキャスト

- ・ IPマルチキャストによる放送の同時再送信に関する著作権法上の扱いについて早期に明確化すべき。
- ・ IPマルチキャストを用いた地上デジタル放送の同時再送信について、送信可能化権の集中管理事業を奨励し、実演家及びレコード製作者の権利を適切に保護することが必要。
- ・ IPマルチキャスト放送を有線放送に位置付ける法改正が実演家の権利の剥奪にならないようにしていただきたい。
- ・ 地上放送等の同時再送信を実現するためには、著作権法上の課題として、IPマルチキャスト放送の位置づけを有線放送と同じにすることが必要。(KDDI株式会社)
- ・ IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱いについて、有線放送と同様の扱いとすることが検討されているが、IPマルチキャストを含むネットワーク上のコンテンツ流通促進支援は許諾権の適切な集中管理によって実現されるべきであり、権利の切り下げにつながる法改正等を検討することは、知的財産の保護の促進という「知的財産推進計画」の理念に反する。

#### 還流防止制度等

- ・ 「知的財産推進計画2005」に記載されている模倣品・海賊版に対する水際での取締り強化のための「侵害判断・差止めを専門的かつ簡便・迅速に行う制度の確立」について、2004年散々騒がれた還流盤等の輸入権・輸入差止申立に係る対象レコードに付いて言えば全く遂行されていない。
- ・ いわば「権利の上乗せ」実現のために、限られた税関調査能力を使っていることは、他方で明らかな権利侵害である模造品・海賊品の流入が続いている状況では、再考すべきである。日本のレコード会社は輸入権＋再販制度という二重保護に守られ、ぬくぬくとしている状態であり、これでは競争の見地から見ても日本の文化を世界に向けて発信するという事は不可能である。輸入権の撤廃を希望する。

### 私的録音録画補償金制度

- ・ 私的録音録画に関する法的枠組みを抜本的に見直し、具体的結論を得るべき。
- ・ 許容される範囲を超えている私的使用のための複製に関わる法制度の抜本的見直しを、知財推進計画に盛り込むべき。
- ・ 私的録音録画補償金制度はデジタル技術を活用した著作物の複製のコントロール、対価徴収の仕組みが実現できなかった当時の状況下で制定されたものであり、技術の進歩により、著作物の保護や利用者からの直接の対価徴収が可能となる中、もはやその使命を終えつつあり、近い将来の廃止に向けた議論を加速すべきである。
- ・ 私的録音録画補償金制度については、既に破綻を来たしており速やかに廃止することを望む。
- ・ この制度は発足時も含め制度自体が非常に粗雑な仕組みであり、公平、公正さに欠けている。廃止すべき。
- ・ 制度の廃止によりDRM等の技術導入に要する費用、私的録音の都度ユーザーが負担しなければならない使用料は、現在の補償金の額を上回ることが予想される。諸外国の補償金支払い義務者はメーカーであり、支払い義務者をメーカー、輸入業者へと変更することが合理的。
- ・ 私的録音録画補償金は、デジタル時代にふさわしくなく、不公平。私的録音録画補償金を可及的速やかに撤廃することを求める。

### 著作権の保護期間の延長

- ・ 著作権の保護期間を欧米並み(死後 70 年)に延長すべき。保護期間延長の問題を経済面から議論してはならない。相互主義は国際ルールの大原則。
- ・ 著作権の保護期間の延長に関する検討を合わせて、著作隣接権の保護期間の延長に関する検討を開始することが必要。
- ・ 権利期間を延長する場合には、延長する根拠としてこの延長によってどれだけの利益が見込まれるのか、延長によって失われる機会、利益等はどの程度かを調査した上で、延長にメリットが大きいと考えられる場合にのみ、行われるべきであろう。特に、延長によって、全ての著作物についてある程度メリットが得られると考えられる場合でなければ、全体的に延長するべきではない。
- ・ 著作権の期間を延長することによって、利益を確保できるのは、ディズニーなどの一部企業だけ。多くの国民は、一定期間を経過した著作物を自由に使用する権利を剥奪される。現在の著作権保護期間のままで問題はないはず。
- ・ 権利者(著作者や、出版公開などにたずさわる業界)だけでなく、利用者(読者など)の意見を十分に調査すべき。著作権保護期間を延長することは、文化の継承や積み上げを阻むことになりかねない。

- ・ 保護期間の延長は、コンテンツ産業による文化的所産の寡占化・死蔵を招く事になり、断固反対。
- ・ 著作権の期間をこれ以上延長する場合には、一定期間が過ぎた著作物に関しては、著作権は登録制とし、登録をした著作物のみ著作権が延長されるという仕組みにすべきだと思います。そして登録のさい、5～10万円ほどの登録料を徴収することにすれば、まだまだ利用されているものの著作権は延長され、それ以外はパブリックドメインに入り、多くの人々の自由な利用が可能になるという、バランスの取れた状態をつくり出すことができる。
- ・ 著作権保護期間の単なる延長反対。代わりに著作権法におけるフェアユース規定の明文化が必要。

#### デジタル著作権の権利侵害

- ・ デジタル著作権の権利侵害に対する損害賠償制度の見直しは急務。

#### ファイル交換ソフト

- ・ ファイル交換ソフトを利用したダウンロード行為に対する私的利用の例外の範囲の見直し等について、より踏み込んだ記載が盛り込まれるべき。

#### 間接侵害

- ・ 間接侵害規定を創設することに関してむやみに著作権保護に傾くことは技術進歩の観点から危険である。単に悪用の可能性があることを予見できたことのみを理由として、開発者に責任を負わせるべきではない。

#### 権利の付与

- ・ 商業用レコードを用いた「音楽の提供を主たる目的とする放送又は有線放送」について、レコード製作者に「レコード放送権」(許諾権)を付与することが必要。

#### 私的複製

- ・ 私的使用目的の複製については、範囲の明確化などに関する検討が進められることとされているが、検討の前提となっている「実態」について、十分な把握がなされているとは言いがたい。
- ・ コンテンツに認められるべき「私的使用」の範囲を明らかにすべく、国際条約との整合性もふまえつつ、権利者、利用者その他利害関係者による根本的な議論を促進すべき。

#### 権利制限

- ・ 著作権分科会の報告において、出願人への送付を目的とした審査官による非特許文献の複製等について、権利制限の規定を設けるのが適当との方向が打ち出されており、できるだけ早い段階で、国会に法案を提出すべき。
- ・ 特許審査に係わる非特許文献の著作権の権利制限を強く望む。
- ・ 著作権分科会で著作権法改正の必要性が認められた「薬事法に基づく行政官庁へ提出するための複写」について、本年度内の法案提出を本知財推進計画に明記すべき。
- ・ 推進計画2006において、「著作権法の権利制限規定の見直し作業を継続審議し、06年度中に具体的な対応策(法改正を含めて)を構築する(文部科学省)」という内容を明確に記載することを要望する。
- ・ 文化審議会著作権分科会では、特許申請・薬事行政に関して著作権制限規定を改正し、制限を拡大するという結論がだされているが、将来この結論に沿って法制化が行われる際には、各国法制との比較、ベルヌ条約との整合性を十分吟味する必要がある。

#### 技術的保護手段

- ・ 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制について、保護技術等に反応しないいわゆる「無反応機器」を法による規制の対象とすることは、大きな問題を惹起する。推進計画2005にある「無反応問題等」についての記述は、削除すべき。
- ・ アクセスコントロールを、著作権法で保護する「技術的保護手段」に含めることには反対である。著作権法はもともと知覚(アクセス)することに対して規制を加えるような趣旨のものではない。また、知覚を制限すること(正確には、アクセスコントロール回避による知覚を制限すること)は国民の「知る権利」を侵すことにつながる考え方である。

#### 【デジタル時代に対応した新たな著作権制度の在り方】

- ・ デジタルコンテンツの円滑な利用・流通の促進のため、包括的かつ横断的な法制度(デジタル・コンテンツ法)を制定すべき。簡便な登録制度の導入、裁定制度・仲裁制度の適用、フェア・ユースの規定化等の督促の見直し等を盛り込むべき。
- ・ デジタルコンテンツの創作、流通、利用を促進するための新たな仕組みに対するニーズ及び仕組みの具体的内容について、産・官・学・法曹の各界有識者による議論を早急に深める必要がある。具体的内容の立案に当たっては、任意の登録制度、(電子的登録)、指定登録機関、ビジネスサイクルにあわせた保護期間等を重視すべき。
- ・ 著作権法75条の登録制度を活用し、創作者の目的に応じて、著作物を商用著作物と芸術著作物のいずれかを選択できるようにし、それぞれの目的に適合的な保護制

度を準備すべき。

- ・ コンテンツは登録制、5年ごとの更新(20回までで政策的に決定)、登録・更新費を徴収、デッドコピー、複製の禁止等を盛り込む。

#### 【コンテンツ版バイ・ドール】

- ・ 政府向けコンテンツについては、受託者または請負者にその成果物に関する知的財産権を帰属できるように法改正がなされているが、政府向けソフトウェアの開発事業についても知的財産権の帰属を受託者または請負者にすることができるようにすべき。
- ・ 政府向けソフトウェア調達契約についても受託者又は請負者に知的財産権を帰属できるようにすべきである。

#### 【技術規格の標準化】

- ・ 規格の標準を一本化することには反対である。むしろ複数の標準を並行して立てる方が将来性を保証できるだろう。

#### 【情報アクセス機会の確保】

- ・ 映像提供のユニバーサルデザイン化を政府は支援すべき(日本経済団体連合会)
- ・ 障害者の情報アクセス機会確保・拡大に関する項目を設けるべき。

#### 【「青少年保護」目的等と称する表現規制】

- ・ ゲームソフトの年齢別レーティング制度を支援するとともに、ユーザーへの周知および、青少年の心身発達に与える影響についての調査を進めるべき。
- ・ 言論の自由・表現の自由・思想の自由を奪うようなコンテンツ規制には、断固反対致します。
- ・ 青少年の健全育成と称して公権力がコンテンツの規制を図ったり、自主規制を促すような圧力を加えることは絶対に認めるべきではない。
- ・ インターネットやメディアのコンテンツに有害性があり、少年犯罪を助長しているとの事だが、少年犯罪は増えておらずむしろ減少傾向である。

#### 【日本ブランド】

- ・ 日本の国際的な産業競争力を強化し、日本ブランドの価値を国際的に高め、また雇用促進を含め、長期にわたり国民の利益を確保していくための“グランドデザイン”を描いていただきたく、このことを十分に意識・認識した検討を進めていただきたい。
- ・ 地域ブランド構築における知財サイクルを確立する。

【その他】

- ・ 4月から施行される電気安全用品法に関して、失われてしまう危険性の非常に高い貴重な産業遺産の保障・継承策を次回の推進計画に明記して頂きたい。(同旨多数)

## 5．人材

### 【全般】

- ・ 民間で実施できるところは民間に任せ、既存機関では対応不可能なものについては、(独)工業所有権情報・研修館等において積極的に推進すべきである。また、働く社会人が学べる夜間の法科大学院、専門職大学院等の増設と環境整備。併せて、理工系出身者でもチャレンジし易い入試制度、司法試験制度への改革をお願いしたい。
- ・ 専門分野の人材の育成はもちろん、国民や企業経営者への知財制度に対する意識の向上をさらに努力されたい。
- ・ 「人材融合体制」および「不整合解消対策」の緊急樹立が必要。

### 【資格制度】

- ・ 知的財産情報の専門家を認定するための国家資格や著作権法の専門家を認定するための国家資格 / 試験等の創設を要望する。

### 【奨学金制度】

- ・ 知財知識の修学や研修のための奨学金制度を拡充してもらいたい。

### 【人材育成に係る協議会】

- ・ 創設予定の「知財人材育成推進協議会」を、「知財人材育成活用協議会」に拡充すべき。

### 【弁理士】

- ・ 弁理士試験制度は、単純な出願代理業を念頭においた明治32年当時と基本的には同じ構造をとっているが、現在の弁理士の社会的機能ははるかに深化しかつ多様化しており、弁理士の将来像とあわせて、試験制度の見直しを行うことが重要。
- ・ 弁理士試験制度の充実並びに弁理士登録前義務研修制度の創設によって、弁理士の実務能力を制度的に担保していく必要がある。
- ・ 弁理士の基礎的資質と実務能力を高めるために、国家試験制度の改革と弁理士登録前の研修を義務付ける等の方策を検討すべき。
- ・ 特許侵害訴訟においては、「特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等」について提唱されている現状も踏まえ、弁理士の今後の特許侵害訴訟における活躍範囲の充実とその具体的案について積極的な方策を講ずるべきである。
- ・ 推進計画2005にも維持された弁理士単独の訴訟代理権の検討は、推進計画200

6でも維持されるべき。

- ・ 無効審決の取消訴訟と無効を争点とする侵害事件の控訴審が、同時に知財高裁に係属することがあり、前者では、弁理士は単独で、一方後者では、補佐人又は共同代理人として、代理を行うことになる。このような制度上の矛盾は早急に解消すべき。
- ・ 弁理士の人材育成策を思い切って、人材育成の最重点施策に位置付けるべきである。

#### 【行政書士】

- ・ 知的財産専門人材に、弁護士と弁理士の他、行政書士を加えるべき。

#### 【学校での知財教育】

- ・ 現在の教育制度ではほとんど知財(特許・商標)に関する教育がなされていない。今は知財は国民の底上げ時期であり、教育機関などでこれから成人になり社会人になる学生に知財の教育をしていくべき。
- ・ 大学の学部レベルにおける知財教育カリキュラムの充実を提言。
- ・ 青少年の健全な成長と創造性豊かなクリエイターの育成に資するべく、初等・中等教育、高校における教育の中に映像、演劇、音楽の鑑賞や映像制作体験、体験ミュージカルといった体験型のプログラムの設置等を行った小学校・中学校・高校等について、政府は支援すべきである。
- ・ 国際競争力のある人材の育成に向け、英語や数学といった基礎学力の向上やインターネット・リテラシー教育に一層努めるべきである。
- ・ 世界の他の国に住む一般の人々が「日本は・日本人はこういうものなんだ」と理解するため、英語・外国語の教育を、学校そして民間レベルで真剣に行うべき。
- ・ 他人の著作物を利用しつつ、自らの創造活動を展開させることを目的とした教育活動を支援するため、教育環境の充実、教育現場と権利者団体との連携支援、実用的なガイドラインやヘルプデスクの創設支援などの具体的活動を提案する。
- ・ 小学校からの知的創造に親しむ教育をする。知的創造の喜びと価値観を幼少時から植え付ける国民的運動とすることが望まれる。

#### 【一般国民への啓発】

- ・ 知財戦略を国家政策とする理由を国民に説明する。
- ・ 国民の知財意識向上のため、「知財週間」を設け、官民をあげてキャンペーンをする。

(参考)

## 「知的財産推進計画2006」の策定に向けた意見募集

知的財産戦略本部では、これまで3年間の知的財産基本法の施行状況の検討を行い、2006年2月24日に開催された第13回本部会合において、今後3年間で知的財産立国の実効を上げる期間と位置づけて、引き続き官民一体の取組を継続していくこと等を決定いたしました。

これを受けて、政府では「知的財産推進計画2006」の策定に向けて、「知的財産推進計画2005」の見直しの作業を開始いたしました。

つきましては、知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項について、国民の皆様から幅広くご意見を募集いたします。ご意見は、下記の要領にてご提出いただきますようお願い申し上げます。

皆様から寄せられたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。なお、いただいたご意見の全てを計画に盛り込むことができない場合がございますので、予めご了承ください。

## 記

### 1. 募集期間

平成18年3月8日(水)～平成18年3月29日(水)午後5時

### 2. 意見募集対象

知的財産推進計画2006に盛り込むべき政策事項

### 参考サイト

知的財産推進計画2005:

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/050610.html>

知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について:

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/060224housin.html>

### 3. ご意見の提出先

ご意見は、書面により、内閣官房知的財産戦略推進事務局宛にご提出ください。

(電子メール)

こちら(意見提出様式)に必要事項を記入の上、送信してください。

(郵送)

〒100-6011 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 11F  
内閣官房知的財産戦略推進事務局

(ファックス)

03-3502-0087

(問い合わせ先電話)

03-3539-1801 (担当者: 牧、伊達、矢澤)

#### 4. 注意事項

- (1) ご意見の提出に当たっては、氏名、職業(または所属団体)、連絡先(住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレス)をご記入いただくようお願いいたします。また、FAX又は郵送でご提出いただいた場合、ご提出いただいたご意見を電子媒体でも提出していただくようお願いすることがあります。
- (2) 書式は自由です。ただし、日本語でお願いします。また、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使わないようにお願いします。
- (3) ご意見の取扱いについては、以下の点をあらかじめご了承ください。
  - ア) ご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開する可能性があります。なお、取りまとめの関係上、ご意見は概要または集約した形で公開させていただきます。
  - イ) ご意見に対する個別の回答は致しかねます。
  - ウ) 電話でのご意見の表明等には応じかねます。

以上